CW(クリーンウッド)法

(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律法)

森林の違法な伐採や違法伐採木材の流通は、地球温暖化の防止、自然環境の保全、木材市場での公正な取引等を害するおそれがあることから、我が国では違法伐採木材を使用せず、各国で適正に生産されたものだけを利用する取り組みが進められてきました。

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(CW法)は、こうした取り組みを推進するために、2017年5月20日に施行された法律です。木材関連事業者に対して、取り扱う木材等の原材料となっている樹木が合法的に伐採されたことの確認を促し、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的で健全な発展を図ることを目的としています。

CW法では木質系セメント板も「木材等」の対象に含まれ、適正に伐採された木質原料により製造された製品の流通を促すよう定められました。当協会も CW法の主旨に基づき、引き続き合法伐採木材の流通と拡大に取り組んでまいります。